高知県吾川郡仁淀川町大植
字岩屋ケ平　二四〇二番
五二〇〇番
五二〇三番
字カワカ〃　二七二七番１
二七二七番２
五二一二番
字シチク　五二一六番１及び五二一六番２
五二一八番
五二一九番１及び五二二九番２
五二四〇番１から五二四〇番五まで
五二四七番二
五二四八番１から五三四八番五まで
五二四九番及び五三五〇番
五二六二番から五三六五番まで
五二六六番二
五二六七番１及び五三六七番二
五二六八番及び五三六九番
五二七二番から五三七六番まで
五二七八番から五三八一番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱１号から六号までを順次結んだ線及び標柱１号と六号を結んだ線により囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第千五百十四号で指定した土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）
高知県吾川郡仁淀川町大植
字シヅメガヲカ　五四一七番１　１号
字帝滞ケ平　五二二四番　二号
字岩屋ケ平　五三〇四番　三号
五三一五番　四号
五三〇九番　五号
二七二七番１　六号
字カワカ〃　二七二七番１
中鴨川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
高知県四万十市奥鴨川
字下モ又口　二六二九番
二六三一番から二六三五番まで
二六三六番１から二六三六番四まで
字ハタ　二六四二番
二六四五番から二六五一番まで
二六五二番から二六五六番まで
字下モ又　二四八六番
二四八七番１から二四八七番四まで
二四八八番から二四九二番まで
二四九三番イ
二四九三番ロ
二四九四番１及び二四九四番二
二四九五〇二番二及び二四九五〇二番三
二四八三番１及び二四八三番二
二四八四番及び二四八五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱１号から二十号までを順次結んだ線及び標柱１号と二十号を結んだ線により囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県四万十市奥鴨川
字奈路屋式　二四七五番六　一号
二四七〇番　二号
字秣川口　二五七八番三　三号
四号から六号まで
二五八六番　七号
二五八七番　八号
二五九一番　九号及び十四号
二四八三番二　十号及び十一号
二六四四番１　十二号及び十三号
二五七〇番　十五号
二五六七番１　十六号
二五六〇番二　十七号
二五五四番１　十八号
二四七七番１　十九号
二四七七番六　二十号

○国土交通省告示第千百二十号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＧＹ	141214	ＫＵＲＥＮＡＩ	平成22. 8. 5
７ＪＨＣ	141235	まつうら	22. 8. 11
７ＪＨＤ	141240	第十五富丸	22. 8. 10
７ＪＨＨ	141262	さんこう（ぱわあ	22. 8. 12
７ＪＨＱ	141299	開成丸	22. 8. 31
７ＪＨＵ	141312	かつら	22. 8. 30
ＪＤ3085	141276	朝潮丸	22. 8. 10
ＪＤ3086	141281	興山丸	22. 8. 24
ＪＤ3092	141288	新誠徳丸	22. 8. 24
ＪＤ3094	141292	泉栄丸	22. 8. 11
ＪＤ3095	141295	第二南西丸	22. 8. 5
ＪＤ3099	141300	第二金洋丸	22. 8. 30
ＪＤ3101	141258	第七十八伸光丸	22. 8. 20
ＪＤ3102	141302	広祥丸	22. 8. 25
ＪＤ3104	141304	鳥海丸	22. 8. 2
ＪＤ3108	141311	第十七祐喜丸	22. 8. 13
ＪＤ3110	141319	建神丸	22. 8. 11
ＪＤ3111	141320	大徳丸	22. 8. 16
ＪＤ3113	141322	旭徳丸	22. 8. 5
ＪＤ3127	141277	ひだか丸	22. 7. 7

○国土交通省告示第千百二十一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＢＷＧ	121954	しきね	平成22. 8. 27
ＪＩＨＧ	130029	第五十一健勝丸	22. 8. 18
ＪＰＰＴ	133801	神宮丸	22. 8. 25
ＪＲＹＡ	133730	第三十二健勝丸	22. 8. 18
ＪＤ2492	140623	美晴丸	22. 8. 3
ＪＤ2642	127166	第五十六万泰丸	22. 8. 18
ＪＤ2689	132862	プリンス宗谷	22. 8. 30
ＪＥ2313	119498	第八興洋丸	22. 7. 1
ＪＦ2107	120051	和田丸	22. 8. 9
ＪＧ3761	121688	とうじん	22. 8. 10
ＪＧ4489	127657	鎌倉丸	22. 8. 4
ＪＧ4550	128824	岬丸	22. 8. 12
ＪＨ2749	119938	第八十八大吉丸	22. 8. 4
ＪＨ2977	125729	まさき	22. 8. 19
ＪＨ3038	119828	第28盛勝丸	22. 8. 31
ＪＨ3479	135676	第８駿河丸	22. 8. 4
ＪＩ2886	115880	第十八たけ丸	22. 8. 10
ＪＩ3074	125067	第二室生丸	22. 8. 24
ＪＩ3136	125174	第二九頭竜丸	22. 8. 30
ＪＩ3253	128619	第三博晴丸	22. 8. 3
ＪＪ3343	125270	松竹丸	22. 8. 2
ＪＫ4695	128050	日光丸	22. 8. 1
ＪＫ5010	131815	弁天丸	22. 8. 31
ＪＫ5182	133039	弘安丸	22. 8. 2
ＪＫ5277	134662	豊晃丸	22. 8. 3
ＪＬ2930	111293	ものべ丸	22. 8. 24
ＪＬ4367	117516	第拾弐大洋丸	22. 8. 30
ＪＬ5139	126338	くろしお	22. 8. 10
ＪＬ5402	128392	第二十三幸盛丸	22. 8. 11
ＪＬ5987	133015	第二十八神宝丸	22. 8. 12
ＪＬ6137	133892	正和丸	22. 8. 16
ＪＬ6212	133907	第二金洋丸	22. 8. 10
ＪＬ6341	134880	栄山丸	22. 8. 6
ＪＭ5509	129320	第八輪島丸	22. 8. 18
ＪＭ5555	127896	第八興榮丸	22. 8. 6
ＪＭ5970	131359	第八蛭子丸	22. 8. 26
ＪＭ6001	131391	第二蛭子丸	22. 8. 6
ＪＭ6157	132743	福久丸	22. 8. 6
ＪＭ6689	136437	大東丸	22. 8. 20

○国土交通省告示第千百二十二号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
4320	昭和51. 10. 14	111293	ものべ丸
2928	平成13. 4. 4	128050	日光丸
A0221105	14. 9. 17	119498	第八興洋丸

○国土交通省告示第千百二十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月二十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0210117	平成14. 8. 26	119938	第八十八大吉丸
A0719135	19. 9. 25	135483	第二山田丸

○観光庁告示第十四号

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第二十八条第一項の規定に基づき、社団法人日本観光協会から登録実施事務の廃止の届出があったので、同法第三十一条第一項の規定に基づき、観光庁長官が登録実施事務を自ら行うことについて同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年九月二十九日

観光庁長官　溝畑　宏

一　実施しようとする登録実施事務の範囲　国際観光ホテル整備法第十九条に規定する登録実施事務の全部

二　登録実施事務の開始の日　平成二十二年十月一日